



請求日程等

【診療報酬等明細書】

診療月	1月		2月	
請求書提出締切日	2月10日(木)		3月10日(木)	
増減点等通知書等送付予定日	3月4日(金)	3月5日(土)*	4月5日(火)	4月5日(火)*
支払通知書等送付予定日	3月15日(火)	3月15日(火)*	4月13日(水)	4月15日(金)*
診療報酬等支払日	3月22日(火)		4月20日(水)	

*オンライン請求システムからダウンロードが可能となる日

【出産育児一時金等関係】

分娩月	1月		2月	2月	3月	
区分	正常分娩	異常分娩	支払早期 (正常分娩)	正常分娩	異常分娩	支払早期 (正常分娩)
請求書提出締切日	2月10日(木)		2月25日(金)	3月10日(木)		3月25日(金)
支払通知書送付予定日	2月18日(金)	3月15日(火)	3月22日(火)	4月13日(水)		
出産育児一時金等支払日	3月9日(水)	3月22日(火)	4月7日(木)	4月20日(水)		

【特定健診等関係】

健診月	1月		2月	
請求方法	オンライン	磁気媒体	オンライン	磁気媒体
提出締切日	2月7日(月)	2月10日(木)	3月7日(月)	3月10日(木)
返戻及び支払通知書送付予定日	3月14日(月)		4月14日(木)	
特定健診等支払日	3月28日(月)		4月28日(木)	



審査委員会からの連絡事項

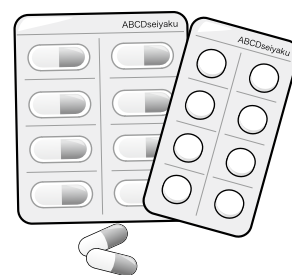
血液凝固阻止剤投与時の検査値記載について

エリキュース錠、イグザレルト錠、リクシアナ錠、プラザキサカプセル等の血液凝固阻止剤は、腎不全(重度の腎障害)に対して禁忌です。以前にもお知らせしていますが、腎不全の患者にやむを得ず投与する場合は、腎障害の程度を把握できるよう、レセプトにクレアチニン値又はeGFR値を必ず記載してください。

抗血小板剤の適応について

抗血小板剤の中には、PCIが適用される虚血性心疾患が適応の薬剤があります。

請求にあたっては、PCI後ステント留置等である旨を、レセプトに記載していただきますようお願いいたします。



【薬剤例】

プラビックス錠、クロピドグレル錠、エフィエント錠 等

診療報酬等請求上の留意点

医科

血漿成分製剤加算について

血漿成分製剤加算の対象となる製剤は、新鮮液状血漿及び新鮮凍結人血漿等であり、血漿分画製剤（アルブミン製剤、グロブリン製剤等）は含まれません。

認知症ケア加算について

認知症ケア加算は、認知症による行動・心理症状や意思疎通の困難さが見られ、身体疾患の治療への影響が見込まれる患者に対し、当該患者が入院した日から起算し、当該患者の入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算することとなっています。

薬剤情報提供料について

処方内容に変更があった場合には、その都度、薬剤情報提供料を算定できますが、薬剤の処方日数のみの変更の場合には算定できません。

また、複数の診療科を標榜する保険医療機関において、同一日に2以上の診療科で処方された場合であっても、1回のみ算定となります。

周術期口腔機能管理後手術加算について

当該加算は、医科点数表の人工関節置換術若しくは人工関節再置換術（股関節に対して実施したものに限る）、第6款（顔面・口腔・頸部）、第7款（胸部）及び第9款（腹部）に掲げる悪性腫瘍手術若しくは第8款〔心・脈管（動脈及び静脈は除く）〕に掲げる手術をそれぞれ全身麻酔下で実施した場合又は造血幹細胞移植を実施した場合に算定できます。

特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて

平成18年3月31日保医発第0331002号通知に規定する特別養護老人ホーム等に入所中の患者について診療報酬を算定した場合は、「特記事項」欄に「09施」と記載してください。

なお、当該診療が同通知に規定する配置医師による場合は、「摘要」欄に「配」と表示して回数を記載することとなっています。

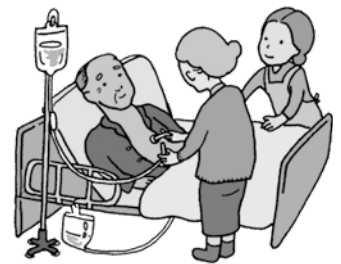
また、同一月内に同一患者につき、特別養護老人ホーム等に赴き行った診療と、それ以外の外来分の診療がある場合は、それぞれ明確に区分できるよう「摘要」欄に記載することとなっています。

在宅で使用する特定保険医療材料について

レセプトの在宅の項（14）で特定保険医療材料を算定する場合は、在宅用のマスタを使用してください。

【例】

- × 膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル（2管一般（1））
- 膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル（在宅）（2管一般（1））



歯科

薬剤料（外用薬）について

うがい液、口腔用軟膏等の外用薬の薬剤料について、該当薬剤の薬価単位に調剤した総量を乗じて算定されている事例が散見されます。外用薬の薬剤料は、1調剤単位で算定することとなっていますのでご注意ください。

口腔機能管理料について

当該管理料は、65歳以上の歯の喪失や加齢、これら以外の全身的な疾患等により口腔機能の低下を認める患者に対して、口腔機能の回復又は維持・向上を目的として行う医学管理を評価したものであり、関係学会の診断基準により口腔機能低下症と診断されている患者のうち、咀嚼機能低下（区分番号D011-2に掲げる咀嚼能力検査を算定した患者に限る。）、咬合力低下（区分番号D011-3に掲げる咬合圧検査を算定した患者に限る。）、又は低舌圧（区分番号D012に掲げる舌圧検査を算定した患者に限る。）のいずれかに該当するものに対して、継続的な指導及び管理を実施する場合に算定することとなっています。

継続的な指導及び管理を行うにあたっては、管理計画に従い概ね6カ月毎に口腔機能精密検査を行い、再評価する必要がありますのでご注意ください。

調剤

処方箋の受付回数について

同一患者から同一日に複数の処方箋を受け付けた場合、同一保険医療機関の同一医師によって交付された処方箋又は同一の保険医療機関で一連の診療行為に基づいて交付された処方箋については、一括して受付1回と数えることとなっています。

お 願 い

オンライン資格確認等システムによる振替・分割の対象外レセプトについて

令和3年9月診療（調剤）分からオンライン資格確認等システムによる電子レセプトの振替・分割を実施しているところですが、レセプトが特定の条件に該当する場合、振替・分割の対象外となる可能性があります。

「資格確認結果連絡書」をご確認のうえ、振替・分割の対象外となったレセプトで、保険変更が必要な場合は、従来通り取下げ依頼書を提出してください。

<参考> 振替・分割対象外となる主な条件（○：対象、×：対象外）

条 件	振 替	分 割
公費併用レセプト	×	×
高額療養費が発生しているレセプト（公費対象を除く）	△*	×
DPCレセプト	○	×
特定疾病療養費（「02長」「16長2」）が記録されているレセプト	○	×

*「所得区分の変更なし」かつ「多数回該当以外」の場合、振替対象となります。

しまね国保連通信

新型コロナウイルス感染症に係る公費28と福祉医療（公費91）又は乳幼児等医療（公費90）の併用について

「しまね国保連通信（令和3年5月号）」でお知らせしましたとおり、公費28と公費91を併用する場合の公費91の一部負担金額は、総医療費の1割相当額を記載してください（総医療費の1割が限度額に達している場合はその限度額を記載）。なお、乳幼児等医療費（公費90）についても同様です。

【例】 国保本人（給付割合：7割）、70歳未満外来
公費28・公費91（限度額 1,000円）併用、高額療養費現物給付無しの場合

療養の給付	保	請求	点	※決定	点	一部負担金	円
	険						
	公費①			2,300			0
公費②			1,500				
			2,300				1,000

（注）総点数（2,300点）から公費28の対象点数（1,500点）を引いた点数（800点）分の医療費8,000円の1割相当額である800円を患者負担額として記載されるケースが散見されますのでご注意ください。

お知らせ【中国四国厚生局島根事務所から】

酸素の購入価格に関する届出について

保険医療機関は、当該年の4月1日以降に係る酸素の診療報酬請求のため、前年の1月から12月までの間の酸素の購入実績を、当該年の2月15日までに地方厚生（支）局長に届け出る必要があります。

そのため、令和4年4月から翌年3月までの一年間において、酸素の診療報酬請求を行う保険医療機関におかれましては、下記提出期限までに「酸素の購入価格に関する届出書」を提出いただきますようお願いいたします。なお、届出がない場合は、酸素に係る費用を算定することができませんので、ご注意ください。

記

提出期限 令和4年2月15日（火）

提出先 中国四国厚生局島根事務所

住所：〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎6階

TEL：0852-61-0108

提出方法 郵送、窓口提出、電子申請（※）のいずれか（FAXでの受付は行っていません。）

※電子申請を利用する場合は別途申し込みが必要です。

届出様式 中国四国厚生局ホームページ（https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/sanso_konyu/index.html）に様式（Excel版及びPDF版）を掲載しています。

記載要領 中国四国厚生局ホームページ（上記アドレス）へ令和4年1月頃に掲載予定です。

その他 インターネット環境にない保険医療機関は、上記提出先へ届出様式等の送付をご依頼ください。